- 3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 - 1. 設立経過および主旨

2. 名称

3. 発起人代表者

4. 発起人名簿

5. 連絡事務所

- 6. その他
- 4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 - 1. 活動状況の概要
- 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 支部に関する規定

昭和56年11月8日制定

- 1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。
 - 1. 設立の経過概要

2. 名称

3. 支部長および役員

4. 会則

5. 会員名簿

- 6. その他
- 2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に従って行われるが、その他の事項については各支部規則においてこれを定めるものとする。
- 3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員20名以上をもって構成する。
- 4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
- 5. 支部は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 - 1. 役員の変更

- 2. 活動状況の概要
- 3. その他必要と認められる事項。